

第1回検討会で頂いたご意見

第1回検討会議事録より

頂いたご指示

(蟹澤委員)

- ・安全衛生法令上の責任者の配置やその方々の経費がどのように分類されるのかも重要課題として整理して頂く必要があるのではないか。
- ・一人親方の問題は、難しい問題だが、触れないわけにはいかない。事務局で整理をお願いする。
- ・インフラ系、エネルギー系、製造系の発注者がきちんとした基準を持っているような例もある。それは「より安全」を含めた上での発注者責任になると思う。只今のような見解も入れて頂いた方がいいのではないか。

第1回検討会議事録より

頂いたご意見

- ・今の点については、元請に請負で契約しているから、発注者は関係ないという話になるのかどうかという見解をまとめるところまで言及できたらいい。社会保険のときにも、発注者が完全に責任がないわけではないというコメントを国土交通省に出していただいた。
- ・望ましい項目などの曖昧な分類を許す一方で、見積の提出を検討するなど、矛盾する考え方もあるようです。まずは、次の会議での議論が必要かと思います。
- ・安全衛生経費確保の最終型がどうなるのかが不明確だと思うので方向性だけでも御教示頂きたい。
- ・労働安全衛生法上では、労働者という言葉しか入っていないので、建設職人基本法の観点からずれ、そこを整理しない限りは、一人親方の安全衛生経費の問題は解決しない。労働者ということだけでなく、建設工事従事者と変えるなど、一人親方が安全衛生経費をもらえるような法整備が必要。
- ・安全・健康を守っていくためにも、国民や住民も含めた周知、そういった広がりを作っていないとなかなか理解してもらえない。是非そこは検討していただきたい。

第1回検討会議事録より

頂いたご意見(続き)

- ・どういう経費をどのように項目立てて、積算体系の中で位置づけ、支払うのか、これが最大の眼目と理解している。その際に建設職人基本法超党派国会議員フォローアップ推進会議が建設工従事者を主な対象として実施したアンケート結果で「公共事業からして小規模発注工事に安全や仮設の経費が含まれていない」といった意見があったことを参考にして頂きたい。
- ・弱い立場にある元請け事業者、例えば民間発注者と直接契約する町場の工務店は、非常に立場が弱い零細企業であり、そういう方々の費用をいかに確保するかが重要。
- ・発注者対策とか、民・民関係の問題等も幅広く議論していただきたい。
- ・平成30年業種別規模別死亡発生状況の5月の速報値では、建設業の死亡災害の約9割が30人未満の零細事業で発生している。民間の個別住宅等々細かい仕事をやっている方々に対しても、この法律の精神が行き渡るようお願いしたい。さらに、この検討会で、そういう立場にある人の意見を聞く、又は委員に加えることも検討していただきたい。
- ・安全衛生経費の「見える化」が非常に大きな効果を持つと思う。
- ・建設業では、安全・健康というものが、ないがしろにされがちであって、その結果多くの方が亡くなっている。そういうことについて、一般国民に理解して頂くことが重要なのではないか。
- ・多くの方が一人親方という存在を知らないし、どれだけの方が亡くなっているか知らない。結局自分の戸建住宅を発注するときに、こんな安全衛生経費なんていないというような発注者がたくさんいる。課題が多い問題だから議論しないということではなく、是非一度議論をして頂きたい。
- ・建設工事従事者の安全が高まって、その結果、建設業全体が発展していくという筋道、その中で、発注者、元請け、下請けの関係が円滑に動くシステムを作るという論点が必要。

①安全衛生経費の定義付け

(現状・課題)

- 労働安全衛生法令においては、労働災害防止対策を講ずることを義務づけていることから、当該対策に要する経費(安全衛生経費)は元請・下請が義務的に負担しなければならない費用であり、建設業法第19条の3(不当に低い請負代金の禁止)に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものとしてきた。
- 一方、専門工事業からは安全衛生経費の定義付けについて以下意見があった。
 - ・労働安全衛生法令に定められた項目だけでは、それ以上の安全対策を実施する必要は無いとのメッセージになる可能性。
 - ・安全衛生経費の定義に少しでも合わない項目は、対象外とみなされるため、安全衛生経費の項目は細かすぎない方がいい。



(論点の整理)

- 実効性ある施策を実施する上で、「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」上の安全衛生経費の項目は労働安全衛生法令に義務づけられている項目に限定すべきか。その際に、労働安全衛生法令に義務づけられている項目のうちもともと施工上必要となる経費も安全衛生経費とすべきか。また、安全衛生関係の資機材の設置等に係る労務費も安全衛生経費の項目に加えるべきか。
- 専門工事業の意見を踏まえ、当該安全衛生経費の中に「義務づけまでは求めないが実施することが望ましい項目」として作成することについてどう考えるか。
- 建設業労働災害防止協会が作成した安全衛生経費の項目(資料3-2)を活用することができるが、項目を大括りにしてもよいのではないか。(例えばヘルメット、安全带等は保護具類にまとめるなど)

※建設業法(昭和24年法律第100号)(抄)

(不当に低い請負代金の禁止)

第十九条の三 注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない。

①安全衛生経費の定義付け

(事務局から提示した論点)

○ 資料5-2に関する追加・削除のご意見(具体項目は資料〇〇に明記)

頂いたご意見

- ・労働安全衛生法に書いていないようなこと、つまりリスクアセスメント等の結果から生じる必要な安全対策をどのように経費として見積もるかということを検討してもいいのではないか。
- ・メンタルヘルスの問題も重要である。体調不良や不安全行動から大きな災害につながることもあり、過重労働や高ストレス者の面接指導等についても何らかの項目に入るとよいと思う。
- ・健康障害防止/健康確保対策については、大きく分けると1当該作業にかかる部分と2定常的に実施するもののふたつに分類されるが、2の定常的な活動経費の掲載の必要性はあるか。
- ・人手不足に伴う人材育成とスキルアップのため、教育訓練費用を安全経費として認めて頂きたい。

①安全衛生経費の定義付け

(事務局から提示した論点)

○ 資料5-2に関する追加・削除のご意見(具体項目は資料〇〇に明記)

頂いたご意見(続き)

- ・積み上げによる積算と、料率(延面積等)による積算で掲載されている項目の概ねは計上しているもので、これ以上の追加項目は不要である。一方で、土木では細かいほうが明確になると思う。
- ・建設業労働安全衛生マネジメントシステムと建設現場におけるメンタルヘルス対策については、現時点で多くの現場で採用されているとは言えないものですが、前記1の(1)にあるとおり、今後、取り組む現場が増加すると考えられるものです。
- ・現在の安全・健康経費は、非常に多岐にわたって分散して計上されているため、全体像を把握しにくい。結果として、所要額が適正に支払われているかどうか、把握できない。したがって、下請けに対して十分な額が支払われているのかははっきりしない。そこで、全国仮設安全事業協同組合が建災防のリスト参考にしながら、非常に細かい項目を、安全・健康に関する経費として総覧的にまとめた。特徴としては、仮設や安全の設営のために必要な労務費を冒頭にまとめて明示的に掲載している。今後の議論の叩き台としてもらいたい。
- ・安全衛生経費は現場によっては、項目が異なると思うので、全国仮設安全事業協同組合では安全衛生経費がどういうものかという全体像を作った。なるべく全ての現場において適合し得るようなものとして作成しており、現場によっていない項目もある。それは取捨選択して頂ければよい。

①安全衛生経費の定義付け

(事務局から提示した論点)

- 実効性ある施策を実施する上で、「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」上の安全衛生経費の項目は労働安全衛生法令に義務づけられている項目に限定すべきか。その際に、労働安全衛生法令に義務づけられている項目のうちもともと施工上必要となる経費も安全衛生経費とすべきか。また、安全衛生関係の資機材の設置等に係る労務費も安全衛生経費の項目に加えるべきか。

頂いたご意見

- ・法令に規定されたもの及び法令に規定がされていなくても現状の安全対策として普及している事項については含めて検討すべきである。
- ・労働安全衛生法令の項目に限定すべきではなく、現場の状況や工種等に応じて必要となる安全衛生経費を計上していく必要がある。
- ・建設業を取り巻く労働環境は、働き方改革等により大きく変動しようとしており、建設現場における女性の職場進出、労働時間短縮や休日の確保、メンタルヘル対策などもクローズアップされるなど、建設現場の安全衛生対策も従来の枠から大きく変貌しようとしています。こうした状況を踏まえると、安全衛生対策経費も限定列挙ではなく、将来の方向性も考慮しつつ事業者の自主的な取組に対しても対応できるようある程度自由度のある弾力的な定義とする必要があると思慮します。

①安全衛生経費の定義付け

(事務局から提示した論点)

- 実効性ある施策を実施する上で、「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」上の安全衛生経費の項目は労働安全衛生法令に義務づけられている項目に限定すべきか。その際に、労働安全衛生法令に義務づけられている項目のうちもともと施工上必要となる経費も安全衛生経費とすべきか。また、安全衛生関係の資機材の設置等に係る労務費も安全衛生経費の項目に加えるべきか。

頂いたご意見(続き)

・安全衛生経費の項目は労働安全衛生法令に義務付けられている項目に限定すべき。それ以外の項目については発注時から積算に組込むべきか又は甲乙協議して設計変更で経費を計上すべきと考える。

・安全衛生経費は、これを実現するために必要な経費を幅広く網羅すべき。したがって、安全衛生法令に義務付けられている項目に限定すべきでない。(別添「安全衛生経費総覧」案参照)安全衛生法令は、労働安全衛生にかかる最低基準を定めたものである。一方、建設職人基本法は、建設労働に係る安全と健康の確保のためのあるべき姿を実現するための「エンジン法」である。したがって、基本法上の安全衛生経費は、労働安全法令で定められた最低基準だけでなく、安全確保に必要な労務費、ガイドライン等に示されている事項に伴う経費などを含む安全及び健康の確保に必要な経費をすべて網羅すべき。

①安全衛生経費の定義付け

(事務局から提示した論点)

- 実効性ある施策を実施する上で、「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」上の安全衛生経費の項目は労働安全衛生法令に義務づけられている項目に限定すべきか。その際に、労働安全衛生法令に義務づけられている項目のうちもともと施工上必要となる経費も安全衛生経費とすべきか。また、安全衛生関係の資機材の設置等に係る労務費も安全衛生経費の項目に加えるべきか。

頂いたご意見

- ・足場、支保工、土留め等の「直接工事費」(資料5-2)は、施工計画時に実施工法を選定し、仮設計算に基づいて数量を明確にして専門工事会社と請負契約を結ぶため、安全衛生経費とは別物と考えるべきである。
- ・施工上必要な経費は、本来請負契約の範疇であり、施設・設備等に当然含まれる安全衛生対策の部分を明確に区分することは困難であるところから、安全衛生経費として別建てせず直接工事費に含めるべきである。
- ・もともと施工上必要となる「直接工事費」の中には、資機材の設置に係る労務費等は、請負契約の中で下請から提示される見積において直接工事費、仮設工事費として含まれるものであり、ここで言う安全衛生経費とは別物と考えた方が適当と考える。なお、その他の項目についても別紙のとおり追加、修正、削除すべきである。

①安全衛生経費の定義付け

(事務局から提示した論点)

- 実効性ある施策を実施する上で、「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」上の安全衛生経費の項目は労働安全衛生法令に義務づけられている項目に限定すべきか。その際に、労働安全衛生法令に義務づけられている項目のうちもともと施工上必要となる経費も安全衛生経費とすべきか。また、安全衛生関係の資機材の設置等に係る労務費も安全衛生経費の項目に加えるべきか。

頂いたご意見(続き)

- ・もともと施工上必要となる項目も安全衛生経費とすべきである。
 - イ) 現行の積算体系では、直接工事費等の中に工事を行ううえで必要であるとともに、安全確保上も必要という二面性を持つ経費が多くある。たとえば、足場については、「公共建築工事積算基準」において、「足場とは……工事関係者の安全確保のために設置する仮設の構築物である」と規定されており、安全確保のためのものということが明らかである。
 - ロ) 又、足場については、労働安全衛生規則において独立した節(第10章第2節)を設けている。こうした労働安全法令上の「足場」と直接工事費に包含される「足場」が概念として異なるということは到底考えられない。(現に「土木工事安全施行技術指針」の第5章「仮設工事」に第4節として「足場等」が規定され労働安全衛生規則による規制を引用している。
 - ハ) このような経費が、100%工事のためのものであって、安全確保の要素は無いとして計上するという考え方は、現場を支える建設工事従事者の安全を無視する考えであり、そもそも「安全確保は全てに優先する」という原則から見れば、全く不適切かつ非合理的である。したがって、安全確保のための経費は工事実施上の費目とは独立した費用項目として積算体系上明確に位置づけ(下図参照)、その上で、その経費が適切かつ明確に積算され、かつ、下請まで確実に支払われるようにする(安全衛生経費に関する全体的な「見える化」)ための方策についての議論を行うべきである。(建設職人基本法第10条、基本計画第2の1の(1)等参照)

①安全衛生経費の定義付け

(事務局から提示した論点)

- 実効性ある施策を実施する上で、「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」上の安全衛生経費の項目は労働安全衛生法令に義務づけられている項目に限定すべきか。その際に、労働安全衛生法令に義務づけられている項目のうちもともと施工上必要となる経費も安全衛生経費とすべきか。また、安全衛生関係の資機材の設置等に係る労務費も安全衛生経費の項目に加えるべきか。

頂いたご意見

・安全衛生関係の資機材の設置等に係る労務費を安全衛生経費として別建てする業務は負担が大きく、安全衛生対策に係る労務費と施工に係る労務費を区分し人工数を把握することは困難であるため、安全衛生関係の資機材の設置等に係る労務費は安全衛生経費の項目に加えるべきではない。

・安全衛生関係の資機材の設置等に係る労務費が計上されていない場合は、安全衛生経費に加える。資機材に係る労務費は、直接工事費の計上費用に含まれる複合単価で良いのではないか。

・安全衛生関係の資機材の設置等に係る労務費も安全衛生経費の項目に加えるべきである。

建設工事従事者の安全を確保するためには、

イ) 多種多様な設備、資機材を適切に機能させるための設計及び施工方針の策定とこれらの図面化を行う

ロ) 必要な作業主任者を確保し、適正に配置する

ハ) 設備や資機材を設計図、施工図及び配置図に基づき、適切に組み立てし、維持し、変更し、解体する

二) 組み立てや維持等が的確に行われているのかについての点検や監視を行う

等一連の建設プロセスが完全に実施されることが必要である。そしてこれら作業は建設工事従事者が行うものであるため、そのための労務費が十分に確保されることが絶対に必要である。

①安全衛生経費の定義付け

(事務局から提示した論点)

- 専門工事業の意見を踏まえ、当該安全衛生経費の中に「義務づけまでは求めないが実施することが望ましい項目」として作成することについてどう考えるか。

頂いたご意見

- ・下請け業者の中には、健康管理について具体的に何をすればよいかわからないというところも多い。そのため、具体的な経費を書き添えていただくのはよいと思う。法令に関する最低限の部分と望ましい部分を書いてもよい。
- ・専門工事業から意見を求めることは必要であるが、業種ごとに安全衛生経費の項目が異なること等から、「義務づける項目」と「義務づけまでは求めないが実施することが望ましい項目」に区分し、安全衛生経費の項目を細分化し過ぎると、複雑になって分かりづらくなる懸念がある。

①安全衛生経費の定義付け

(事務局から提示した論点)

- 専門工事業の意見を踏まえ、当該安全衛生経費の中に「義務づけまでは求めないが実施することが望ましい項目」として作成することについてどう考えるか。

頂いたご意見(続き)

・「義務付けまで求めないが実施することが望ましい項目」を作成するのであれば、積算し経費を計上する必要がある。元請けが下請けを選択する際は、下請け業者からの見積りが判断の重要な部分である為、経費が計上されていなければ、仮に下請け業者が「実施することが望ましい項目」を見積りに計上していた場合、下請け業者選定において不利になってしまうため。

・<論点の整理第1項について>で述べた通り、基本法は「あるべき姿」を実現することを目的とした法律であることから、「実施することが望ましい」項目は正に「あるべき姿」を実現するために義務化されるべき項目というべきものである。したがって、義務化すべき項目と実施することが望ましい項目との間には差異はなく、こうした区別は行うべきではない。そもそも、安全を確保する上で、このようなあいまいな措置は事故を招いたり、不平等を生じさせることにつながり、とるべきでない。一旦義務付けから外され、「実施することが望ましい」範疇に入れられると、結局、事業者は「義務ではない、したがって、守る必要はない」という対応をすることになる。このような事例は、過去においてたびたび見られたことであり、この結果、(義務化されていれば行われたはずの措置が実施されないことにより)安全確保の進展が遅れることが発生したことは否定できない。今後、このような中途半端な措置はとるべきでないと考える。

①安全衛生経費の定義付け

○ 業種別の違いに関するご意見

頂いたご意見

- ・専門工事業は業種によって安全衛生経費の項目が異なり、一律に項目を作成することは困難である。専門工事業から意見聴取を行った上で、共通事項と業種ごとの個別事項に分類することが先決である。
- ・専門工事業との契約毎に条件を明確にする必要がある。

- ・安全衛生経費は現場によっては、項目が異なると思うので、全国仮設安全事業協同組合では安全衛生経費がどのようなのかという全体像を作った。なるべく全ての現場において適合し得るようなものとして作成しており、現場によっていない項目もある。それは取捨選択して頂ければよい。

② 下請まで確実に支払われるような実効性のある施策

(現状・課題)

- これまで、施工上必要な経費と切り離し難いものを除き、契約書面の内訳書などに明示する取組を進めてきたところ。
- 安全衛生経費の積算方法は様々であり、その経費も労務関係の単価、各工種の単価、経費に含まれるなど、安全衛生経費の内訳明示をしていない企業が多い。
- 労務費から率を掛けて算出できる法定福利費と異なり、積算方法が複雑。
- 積算方法を抜本的に変更することは望まないといった意見も多数ある。



(考え方の整理)

- 関連する施策としては、社会保険の加入対策の取組があるが、社会保険の加入対策と同様に、まずは安全衛生経費を内訳明示した見積書の活用等について、検討することが必要ではないか。
- 安全衛生経費を内訳明示する手法をいくつか検討することが必要ではないか。

② 下請まで確実に支払われるような実効性のある施策

○ 実効性のある施策の方向性に関するご意見

頂いたご意見

- ・安全衛生や健康管理の取組状況をチェックして、適正に実施していない事業者とは契約しないというような仕組みも今後必要なのではないか。
- ・発注者と元請の関係において、入札落札率が90%となった場合、安全衛生経費の100%執行が10%相当の元請負担が生じる。負担とならない方策の検討が必要である。対策として、10%の「安全衛生経費」増額を認めるルールを検討する。
- ・同様に、工事期間中、請負契約が増額となった場合、「安全衛生経費」が元請負担とならないよう、「安全衛生経費」の取り扱いルールを明確にする必要がある。
- ・発注者が、官民にかかわらず入札の場合、安全衛生経費額をしっかりと算出した企業が不利とならないしくみの検討が必要である。
- ・下請まで確実に支払われるような実効性のある施策で考え方の整理の「社会保険の加入対策と同様に、まずは安全衛生経費を内訳明示した見積書の活用等」とありますが、社会保険の加入対策でも、下請までに確実に支払われていない現状から、中間とりまとめでも「下請代金のうちの労務費相当分の現金払の徹底」との対策強化があげられています。そうした点からも同様に進めれば、同様の課題がでると予想されることから、最初から同じような対策強化を示したほうがいいのではないかと思います
- ・積算にかかる労力が増えることにより、長時間労働につながることは避けるべきところであり、慎重な対応をお願いしたい。

② 下請まで確実に支払われるような実効性のある施策

○ 実効性のある施策の方向性に関するご意見

頂いたご意見(続き)

- ・安全衛生経費分が適切に安全対策に使用されるかどうか重要であり、下請(一人親方を含む最終次まで)の恣意的な運用を認めることになってしまえば本来の趣旨が活かされないため、安全衛生経費の項目が再下請契約(最終次まで)に反映されていること等を確認する必要がある。
- ・発注者が元請に支払う安全衛生経費について、国土交通省の担当部局が主導して請負金額に対する比率の算定を専門機関と協議し、別枠計上するしくみを公表することにより、元請、下請間の安全経費の確保も円滑に確立できるものと思われる。
- ・官民にかかわらず入札の場合、安全衛生経費額をしっかりと算出した企業が不利とならないしくみの検討が必要である。
- ・官民を問わず発注者から元請け、そして最終次の下請け事業者まで、明確に安全衛生経費が行き渡る実効ある仕組みと運用の方法について計画性をもって検討する必要があると考えます。

② 下請まで確実に支払われるような実効性のある施策

○ 実効性のある施策の方向性に関するご意見

頂いたご意見(続き)

- ・元来、安全管理体制や安全設備に関しては、元請け業者が管理・設置を行うべきものであることから、「論点①」の内容がしっかりと整備されれば改めて施策を設ける必要性は無いと思われる。
- ・安値受注に誘導する入札制度(発注者側の安ければ良いという考え方)を根本的に変えなければ、下請から安全経費を求められても対応不可能。
- ・社会保険未加入問題と同じで、積算上しっかりと計上すべきである。
- ・適正利益を確保できる仕組みを再構築する。
- ・安全衛生経費の項目・積算方法を定めることが必要であり、それには公共工事積算を先行実施する以外ない。また、入札で削減されないようにすることが必要。
 - 安全衛生費を共通仮設費から抜いて別枠にする。
 - 共通管理費・現場管理費のように工種・規模によって差をつける。
- ・安全衛生費が明確にされることで、現場での管理が繁雑になることは避けてほしい。
- ・正確な安全衛生費用を算出する為には、様々な安全部門を取り扱う専門工事業者に対し、分類に応じた実質的な安全対策を講ずるために必要な工法、手段、資材等について、実態調査し、経費の算出の検証を行った上、標準的な設計計上する事が望ましい。

② 下請まで確実に支払われるような実効性のある施策

○ 実効性のある施策の方向性に関するご意見(受注段階に関わる意見)

頂いたご意見

- ・元請から下請けへ安全衛生経費が確実に円滑に支払われるためには、発注者から元請へ安全衛生経費が確実に支払われるしくみを作ることが重要な論点である。
- ・建設産業の担い手確保という観点からも、産業の健全な発展及び、受注者の必要経費の確保については、発注者からの安易な軽減要求に応じないという受注者の姿勢も必要であると考えます。これは、必ずしも協力会社と元請会社に限らず、事業者と元請会社についても同様であると考えます。
- ・今回提示された論点からすると、元請、下請間の安全衛生経費の確保が主たるものとなっているように思われる。労働災害防止対策を確実に行う上で、発注者が元請に対し安全衛生経費が確実に支払われるしくみの確立、金額の確保も重要な論点である。
- ・元請け業者が、論点①の1「労働安全衛生法令に義務付けられている項目」を実施されていない場合は、元請け業者と共に民間発注者に対する何らかの法的罰則規定を設けてはどうか。(これが設定された場合、四会連合会の契約約款などに元請け業者に対する費用的罰則負担などを追記してはどうか。)
- ・総価契約の考え方を維持しつつ、安全・健康経費をどのように確保し、下請まで適正な支払いを担保するかが重要。具体的には、元請の段階で安全・健康経費の内訳に基づく積算を契約の中で必ず明記させ、その段階では競争性を認めるとしても、一次下請以下では確定した経費を減額できないようなシステムを作ることが有効ではないか。

② 下請まで確実に支払われるような実効性のある施策

(事務局から提示した論点)

- 関連する施策としては、社会保険の加入対策の取組があるが、社会保険の加入対策と同様に、まずは安全衛生経費を内訳明示した見積書の活用等について、検討することが必要ではないか。

頂いたご意見

- ・安全衛生経費確保にあたって、各現場によって安全経費の掛け方が異なってくるので多くの場合は、契約外工事として処理される事が多いので内訳の明示は難しい。
- ・社会保険の加入対策は、必要経費の算出が比較的容易であるが、安全衛生経費は算出が困難であり、似て非なるものである。また、社会保険は法的に加入義務を義務付けられているが、法的な費用負担区分が不明確な安全衛生経費に同様の効果までは見込めないものと思われる。
- ・安全衛生経費を内訳明示した見積書の活用が良い。

② 下請まで確実に支払われるような実効性のある施策

(事務局から提示した論点)

- 関連する施策としては、社会保険の加入対策の取組があるが、社会保険の加入対策と同様に、まずは安全衛生経費を内訳明示した見積書の活用等について、検討することが必要ではないか。

頂いたご意見(続き)

・見積書の活用、内訳明示の方法等の検討は、「支払われ方」の全体的かつ抜本的改革の中で議論すべきである。

- (1) 本来、論点②に記載の「下請けまで確実に支払われるような実効性のある施策」を実現するには、
- i) 論点①における「定義づけ」により「見える化」(明確化)した安全・健康費を、直接工事費と同等の項目として独立して位置づけるとともに
 - ii) 見積もり(発注者←元請け、元請け←下請け)の段階から直接工事費などとは別枠の項目としてまとめて積算するとともに、何らかの形で明示することとし、
 - iii) 安全衛生経費の個別項目については、積算方法について積み上げ方式と率計算による方式を経費の性質に応じて適用する等の簡便化を促進する
- 等、安全衛生経費の積算、見積もり、支払い等についての全体的「見える化」を進めるという抜本的改革のあり方について議論することを最優先すべきである。その過程の中で、明示のあり方としてどのような方法が適切かを議論すべきであり、最初から「安全衛生経費を内訳明示した見積書の活用」ありきで議論すべきでないと考える。

② 下請まで確実に支払われるような実効性のある施策

(事務局から提示した論点)

- 安全衛生経費を内訳明示する手法をいくつか検討することが必要ではないか。

※ 本項目については頂いた意見数が多く、内容が多岐に渡ることから事務局案として分類している。

頂いたご意見: 積算項目の内訳明示に関わるご意見(項目の括り方に関する意見を含む)

- ・安全衛生経費の項目は、できるだけ小項目とし、元請と下請の負担区分を明確にすることが重要である。
- ・下請(一人親方を含む最終次まで)から元請(上位事業者)へ提示する見積書には、1.(3)(1つ上の意見)に示した「安全衛生経費の小項目」に従って、安全衛生経費が適切に算出され、かつ項目が削除されることなく別枠計上する事が望ましい。(国土交通省の協力要)
- ・(1)の徹底を図るためには、元請と下請の「安全衛生経費の負担区分」が、正確性と信憑性に十分配慮して進めるべきである。(国土交通省の協力要)
- ・金額の小さい項目は、あらかじめ元請・下請の負担割合を明確にできるのであれば大括りにしてもよい。
- ・安全衛生経費が契約単価又は経費に含まれていることが元請としては望ましいが、二次以降の下請が安全衛生経費を適切に記載した見積書を作成できるか疑問である。
- ・安全衛生経費の項目を大括りにしすぎると、元請負担か下請負担かが不明確になるため、負担区分のまとめ方には検討が必要と思われる。

② 下請まで確実に支払われるような実効性のある施策

(事務局から提示した論点)

- 安全衛生経費を内訳明示する手法をいくつか検討することが必要ではないか。

※ 本項目については頂いた意見数が多く、内容が多岐に渡ることから事務局案として分類している。

頂いたご意見: 積算項目の内訳明示に関わるご意見(項目の括り方に関する意見を含む)(続き)

- ・項目は大括りにしたほうが運用しやすいのではないか。
- ・元請けと下請けの負担区分と内訳明示の促進を図ることであるが、現状では安全費が共通仮設費の率分で計上されているため、安全衛生項目や経費が不明確であり、負担区分や内訳明示促進の足かせとなっている。よって工事ごとの安全衛生経費の明示が先であると考え。その方法論について検討する必要がある。

・まず、個別項目について、その内容、必要性等につき議論した上で、共通要素が多いので括ることが妥当と考えられる項目について、個別にその性質、積算方法等について体系的に議論した結果、小括り、中括り、大括りして全体をまとめることは差し支えないが、最初から、項目の大括りありきで議論すべきではない。

なお、各項目の積算については、積み上げ方式によるべきもの、率計算方式によるべきものがあり得ることは勿論であり、括り方の議論において、これら計算方式も踏まえて括り方を工夫することは十分に考えられる。

(1) 建設作業の安全のために必要な施設、設備、作業は多くの分野にわかれる。建設業における重層下請構造を考慮すると、どの作業がどこで行われ、施設、設備の設置や整備、安全確保作業がどのように行われるのかを具体的に示して(「見える化」)、関係者間で共有することが重要不可欠である。これにより、個々の安全衛生経費を負担すべき者、支払うべき者が明確になってくる。項目の大括りは積算事務の省力化等が目的と思われるが、それは積算上のテクニックとして取り扱われるべき問題であり、安全衛生経費の各項目について検討した結果、大括りにしてもよいと判断された場合の処置である。

② 下請まで確実に支払われるような実効性のある施策

(事務局から提示した論点)

- 安全衛生経費を内訳明示する手法をいくつか検討することが必要ではないか。

※ 本項目については頂いた意見数が多く、内容が多岐に渡ることから事務局案として分類している。

頂いたご意見：負担区分の内訳明示に関わるご意見

- ・安全衛生経費の項目は、できるだけ小項目とし、元請と下請の負担区分を明確にすることが重要である。(再掲)
- ・「安全衛生経費の負担区分」は、建設業労働災害防止協会の報告書に示された費目総括表をベースとした検討が適切と思われる。
- ・資料5-1について、安全経費の区分を明確にするためゼネコン・サブコン仕分けが必要。
- ・資料5-2に関して、資料5-1と同様にゼネコン・サブコンの区別をしてもらいたい。
- ・元請・下請(一人親方を含む最終次まで)の負担区分を明確にしておいた方が良い。

② 下請まで確実に支払われるような実効性のある施策

(事務局から提示した論点)

- 安全衛生経費を内訳明示する手法をいくつか検討することが必要ではないか。

※ 本項目については頂いた意見数が多く、内容が多岐に渡ることから事務局案として分類している。

頂いたご意見: 積算手法等に関わるご意見

- ・下請(一人親方を含む最終次まで)から元請(上位事業者)へ提示する見積書には、1. (3)(1つ上の意見)に示した「安全衛生経費の小項目」に従って、安全衛生経費が適切に算出され、かつ項目が削除されることなく別枠計上する事が望ましい。(国土交通省の協力要)
- ・発注者と元請間の安全衛生経費については、発注区分、工作物の種別、建物の構造、規模等に分けて、請負金額に乗ずる標準的な比率を示し、共通仮設工事、直接工事費とは別枠に計上するしくみを公表することが望ましい。(国土交通省の協力要)
- ・上記比率の算定は専門的かつ難しい作業になると思われるため、国土交通省から積算の専門機関に委託し正確性、信憑性に十分配慮して進めるべきである。(国土交通省の協力要)

- ・現場毎に毎回ケースが変わって安全経費の計上が難しいが、例えば仮設工事費の何%が安全経費と決めてしまえば我々サブコンは安全経費を計上しやすい。

② 下請まで確実に支払われるような実効性のある施策

(事務局から提示した論点)

- 安全衛生経費を内訳明示する手法をいくつか検討することが必要ではないか。

※ 本項目については頂いた意見数が多く、内容が多岐に渡ることから事務局案として分類している。

頂いたご意見: 積算手法等に関わるご意見(続き)

- ・保護具・教育経費・資格取得のための経費等については個々の現場ごとの経費項目ではなく、下請(一人親方を含む最終次まで)の会社経費(本社や支店の経費)として一定の率で計上する方が適切かつ効率的である。
- ・まずは積算の専門機関等が安全衛生経費の項目を全て洗い出し、直接工事費に含むものと安全衛生経費に含むものを仕分けする作業を行うと同時に、負担区分を明確にして金額を積み上げ、工種及び工事金額毎に直接工事費に対する標準的な比率を算出する方法が現実的である。
- ・直接工事費から安全衛生経費を別建てして抜き出すのは適切ではない。
- ・保護具・教育経費・資格取得のための経費等については個々の現場ごとの経費項目ではなく、下請(一人親方を含む最終次まで)の会社経費(本社や支店の経費)として一定の率で支払う方が適切かつ効率的である。
- ・標準リストとしては活用できるが、実際の経費算出には直結しないと思われる。数量や形状・寸法等を明記すれば直接工事に含む方が合理的である。
- ・一方で、すべてのものが数量を拾えるとは思えないので、拾えないものはお括りで、拾えるものはその項目で積み上げるような2本立てが良いのではないか。

② 下請まで確実に支払われるような実効性のある施策

(事務局から提示した論点)

- 安全衛生経費を内訳明示する手法をいくつか検討することが必要ではないか。

※ 本項目については頂いた意見数が多く、内容が多岐に渡ることから事務局案として分類している。

頂いたご意見: 積算手法等に関わるご意見(続き)

- ・労働安全衛生法令に義務付けられている項目については、必ず実施する必要性がある為、また、ガイドライン等に記されている経費の項目については、工事状況を加味して発注者側にて必要と思われる経費の費目をあらかじめ計画し、設計書の直接工事費に各経費の費目を記入すると共に、数量を一式計上ではなく数量明示をして、入札参加業者間で平等に費用計上を行えるようにしてはどうか。
- ・設計書の共通仮設費に各経費の費目を記入すると共に、数量を一式計上や経費率ではなく数量明示をして、入札業者間で平等に費用計上を行えるようにしてはどうか。(工事着手後の仮設計画において、共通仮設費目と数量の協議(照査)を行い、必要に応じて費目と数量の清算を行うことが望ましい。)
- ・「義務付けまでは求めないが実施することが望ましい項目」については、入札参加業者間で安全管理体制や安全設備設置基準に格差がある為、設計書明細項目(入札金額)とは別計上にて各社で費用算出をし、実施をした費目について数量の追加清算を行うことが望ましい。
- ・建設業労働災害防止協会が作成した安全衛生経費の項目については、論点に整理されているように項目を大括りにして工事費比率で計上してはどうか。(山谷委員)
- ・材料費は実勢価格を、労務費は人工数の積上げを計上する。

② 下請まで確実に支払われるような実効性のある施策

(事務局から提示した論点)

- 安全衛生経費を内訳明示する手法をいくつか検討することが必要ではないか。

※ 本項目については頂いた意見数が多く、内容が多岐に渡ることから事務局案として分類している。

頂いたご意見: 積算手法等に関わるご意見(続き)

・足場や支保工など安全に必要な設備費、足場組み立てなどの設計図・施行図、点検などを含む安全・健康経費は直接工事費や間接工事費と同等の特別費目として積算体系上位置づけるべきではないか。

・(再掲)

見積書の活用、内訳明示の方法等の検討は、「支払われ方」の全体的かつ抜本的改革の中で議論すべきである。

(1) 本来、論点②に記載の「下請けまで確実に支払われるような実効性のある施策」を実現するには、

i) 論点①における「定義づけ」により「見える化」(明確化)した安全・健康費を、直接工事費と同等の項目として独立して位置づけるとともに

ii) 見積もり(発注者←元請け、元請け←下請け)の段階から直接工事費などとは別枠の項目としてまとめて積算するとともに、何らかの形で明示することとし、

iii) 安全衛生経費の個別項目については、積算方法について積み上げ方式と率計算による方式を経費の性質に応じて適用する等の簡便化を促進する

等、安全衛生経費の積算、見積もり、支払い等についての全体的「見える化」を進めるという抜本的改革のあり方について議論することを最優先すべきである。その過程の中で、明示のあり方としてどのような方法が適切かを議論すべきであり、最初から「安全衛生経費を内訳明示した見積書の活用」ありきで議論すべきでないとする。

・安全衛生経費を上記のように別枠として計上することは、社会経済情勢等に左右されることなく、必要な経費を確保することにつながり、建設業の地位向上と安定化に大きく寄与すると考える。又、上記システムによれば、元請け、下請け間の契約関係が「見える化」し、双方にとってより客観性が担保され、不合理が無くなると考える。なお、「明示化」と「計算の簡素化」とは異なる概念であり、積算方法について簡素化(簡便化)を図ることと全体を「見える化」することとは十分に両立すると考える。

② 下請まで確実に支払われるような実効性のある施策

(事務局から提示した論点)

- 安全衛生経費を内訳明示する手法をいくつか検討することが必要ではないか。

※ 本項目については頂いた意見数が多く、内容が多岐に渡ることから事務局案として分類している。

頂いたご意見: 全般的な意見

- ・チェックリストの活用により、ゼネコン、サブコンの予算や実施項目を着工前に明確にしておく必要がある。
- ・安全衛生経費は、施工経費と密接不可分なものが多いため、まずは積算の専門機関等によって安全衛生経費として扱う項目を全て洗い出し、直接工事費に含むものと安全衛生経費に含むものを仕分けする作業を行った上で、元請・下請の負担区分を明確にして見積を依頼し、それらの経費が下請(一人親方を含む最終次まで)の見積書に提示される仕組みを検討すべきである。
- ・専門工事業者団体等による標準見積書案の作成と、元請団体等による標準見積書における負担区分の設定についての協議が必要である。(藤井委員)
- ・元請・下請の費用負担区分が契約締結時に特約条項で明確になっているものや、内訳には安全衛生経費も含む「諸経費」もあることなどから、これらの役割を先ずは明確にし、項目を定義すべきである。
- ・大項目として安全衛生経費一式計上で良いが、項目や元請・下請(特に再下請負契約当事者間)の負担区分については、特約条件で明示するなどして、項目毎の単価まで示す必要はないと考える。一連の施工手順の中で実施する項目が多数あり、特に労務費については正確な算出ができないので、内訳明示は現実的ではない。
- ・一方で、再下請負契約でどのように支払われているか判らないため、明確な項目だけは明記すべき。
- ・複数の手法を検討すること自体、問題を複雑にする懸念がある。また、安全衛生経費を内訳明示することが、必ずしも安全衛生経費の確保に繋がるとは限らないと考える。なお、仮にいくつかの手法を検討する場合、明示する手法については使用しやすい手法とすべきである。
- ・まずは積算の専門機関等によって安全衛生経費として扱う項目を全て洗い出し、直接工事費に含むものと安全衛生経費に含むものを仕分けし、元請・下請の負担区分を明確にする作業を行うことが適当である。

② 下請まで確実に支払われるような実効性のある施策

(事務局から提示した論点)

- 安全衛生経費を内訳明示する手法をいくつか検討することが必要ではないか。

※ 本項目については頂いた意見数が多く、内容が多岐に渡ることから事務局案として分類している。

頂いたご意見: 全般的な意見

・建設業労働災害防止協会の報告書に示された費目総括表に基づき元請と下請の負担区分を明確にすることによって、元請から下請(一人親方を含む最終次まで)へと安全衛生経費が見積に提示されるしくみを構築すべきである。(国土交通省の協力) ※社会保険の加入対策は、必要経費の算出が容易であるが、安全衛生経費は算出が困難であり似て非なるものと考える。

・議論・検討に当たっては、小職が提出した仮設組合作成の「安全衛生経費総覧」案(別添)も建災防資料とともに採用し、これらを一括して議論していただきたい。例えば、この別添資料では、建災防資料に記載されていない

- ① 安全確保に必要な設備、器具等の設置、組み立て、維持、変更、解体等に係る労務費
- ② 作業主任者の配置、立会い
- ③ 仮設工事に関する計画・施工図等
- ④ 安全点検、検査

等ソフトな経費も含んで幅広く示しており、安全・衛生の確保に関し必要な殆どの経費を網羅している。

・安全衛生経費を上記のように別枠として計上することは、社会経済情勢等に左右されること無く、必要な経費を確保することにつながり、建設業の地位向上と安定化に大きく寄与すると考える。

・上記システムによれば、元請け、下請け間の契約関係が「見える化」し、双方にとってより客観性が担保され、不合理が無くなると考える。

③民間発注者等の理解を得るための方策

(現状・課題)

- 安全衛生経費を内訳明示させる場合、ディベロッパー等の民間発注者側にとっては、発注金額の増加につながることを懸念している。また、知識・ノウハウが不足していることも多い。

(H28年度厚労省委託事業調査より)



- 工事現場毎に実態調査を実施し、安全衛生経費の目安額を提示する方法について検討してはどうか。

③ 民間発注者等の理解を得るための方策

(事務局から提示した論点)

○ 工事現場毎に実態調査を実施し、安全衛生経費の目安額を提示する方法について検討してはどうか。

頂いたご意見

- ・民間工事の場合は、安全衛生経費等は無視されているのが現状であり、国交省は民間工事に対しても安全衛生経費の支払いを徹底的に指導・教育すべきと思料します。
- ・民間発注者は、出来形以外の仮設や安全に関する費用は元請の責任で見積ることを求めており、当該費用の中身を査定するインセンティブが働きづらいため、一旦決めた比率に縛られて実際に必要な安全衛生経費が請求できないケースも考えられることから、工事の特殊性など様々な事情を勘案して、当該比率で算出した額を増加させることが出来る仕組みを作る必要がある。工種、工事規模等によって安全衛生経費は異なるので、一概に目安額を提示するのは妥当ではない。
- ・元請・下請間だけでなく、発注者から元請に確実に支払われる仕組みの確立が必要である。民間発注者も安全に係る費用は適正に計上すべきであり、必要な費用に対する理解を求めることが重要であると考えます。
- ・発注者と元請間の安全衛生経費については、発注の態様、工作物の種別、建物の構造、規模等に分けて請負金額に乗ずる標準的な比率を示すことが望ましい。
- ・上記比率の算定は難しい作業になると思われるが、国土交通省から積算の専門機関に委託し正確性、信憑性に十分配慮して進めるべきである。

③民間発注者等の理解を得るための方策

(事務局から提示した論点)

- 工事現場毎に実態調査を実施し、安全衛生経費の目安額を提示する方法について検討してはどうか。

頂いたご意見(続き)

- ・公共発注の工事と民間発注の工事と基本的に安全衛生項目や必要経費は変わらない。しかし、民間発注者が発注金額の増加を懸念しているのであれば、工事規模ごとに公共工事と民間工事を合わせた安全衛生経費の実態調査結果を基に議論する必要がある。
- ・安全衛生経費の使い道や実際にかかったものを示すなどし、理解してもらう。
- ・労働安全衛生法に抵触する旨を施主に理解して頂き、必要最低限の保安設備等の安全衛生経費を請負金額に上乗せして頂くようにご理解を求める。

③民間発注者等の理解を得るための方策

(事務局から提示した論点)

- 工事現場毎に実態調査を実施し、安全衛生経費の目安額を提示する方法について検討してはどうか。

頂いたご意見(続き)

・「目安額を提示する」ことの意義は何かを明確にしないと、無用の混乱を招くのではないか。安全と健康の確保を図るためには、全建設工事の過半を占める民間発注者に対し、安全と健康の重要性(特に経費の確保の重要性)についての本質的な認識を迫るべきであるにもかかわらず、「目安額」という中途半端な考えでは、逆にそのような認識を売ることの妨げとなると思われる。

民間発注者として、特に中小工務店や一般国民などの理解を得るための方策の検討を急ぐべきである。

(1) まず実態調査が必要であることに異議は無い。しかし、厚生労働省の平成29年労働災害統計(下表)について分析すると、

i) 9人以下の事業体での建設死亡災害(194人)が建設業全体(323人)の60%を占め、

ii) そのうち、建築工事についてみれば9人以下での死亡105人であり、建築工事全体137人の77%を占め、

iii) さらに、建築工事の種類別をみると、木造家屋建築では死亡27人(全体では30人)で、実に90%に達していることがわかり、中小零細の現場又は一般国民からの発注が主力と考えられる現場での重大災害が多いことが明らかである。したがって、実態調査を行うにあたってはデベロッパー等大きな法人ばかりでなく、中小工務店や住宅建設を発注する一般国民なども対象にすべきである。(確固としたデータは無いが、一般に9人未満のような零細な現場は、民間の木造住宅の建築などが主であると考えられる。)

・「発注金額の増加につながることを懸念している」とのことであるが、本来、平成26年10月の改訂「建設業法令遵守ガイドライン」において、「下請事業者が労働災害防止対策を講ずることに要する経費は、建設業法第19条の3の「通常必要と認められる原価」に含まれる」と強調されている。したがって、これまで安全衛生経費を十分にカウントしていなかったとするならばそのこと自体が重大な問題である。このガイドライン及び建設業法第19条の3の規定などに照らし、これまでの民間発注者の常識が誤ったものであることを改めて認識させるべきである。

(1)元請・下請

調査対象:建設業許可業者から無作為に抽出

調査方法:アンケート調査(アンケート結果を踏まえ一部の企業に対してヒアリングも実施)

調査項目:(1)企業の概要

企業の規模、許可業種、主な次数、主な発注者(公共・民間)、本社所在地

(2)見積書及び契約書における安全衛生経費の明示の実態

直近の一現場における安全衛生経費の積算方法、明示の有無、明示の具体的な方法

(3)安全衛生経費の明示における課題

安全衛生経費項目案を明示できるかどうか、課題

等

(2)発注者

調査対象:関係団体を通じて民間発注者を抽出

調査方法:アンケート調査(アンケート結果を踏まえ一部の企業に対してヒアリングも実施)

調査項目:(1)企業の概要

企業の規模、主な工事(土木、建築)、本社所在地

(2)安全衛生経費の確保に対する意見

安全衛生経費の項目案、安全衛生経費の明示方法

(3)安全衛生経費の確保について施工企業に求めるもの

等

実態調査の内容・対象について

頂いたご意見

- ・仕上設備系などは現場の実態がみえにくい。実態調査では、その辺の実態が拾えるようにして頂きたい。また、実態調査をすると、法令違反もたくさん出てくると思うが、ご回答いただいた方に不利益がいかないような調査の約束事を最初に決めておくというようなことをしていただかないといけない。
- ・調査の際、その現場の受注額で想定される安全経費がまかなえるか調べてはどうか
- ・いつも厚生労働省、国土交通省が行う実態調査は大手企業しか対象にしていないのではないかと感じている。例えば、民間で大規模修繕ところしかやっていないような、数が多いターゲットのところにも、実態調査をして頂ければ、本当のことがわかる。
- ・工事現場毎に実態調査を行う場合は、安全衛生経費の項目範囲を明確にしてから行っていただきたい。具体的、信頼性のあるデータを統計的にまとめて提示することは検討に値すると考える。ただし、元請として状況把握できるのは、元請が負担している安全衛生経費までであるので、1次、2次との実態を調査する必要があると思われる。
- ・建設職人基本法の基本計画 第1の1. において、「請負代金については、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映し、建設工事従事者の安全と健康に関する経費を適切に確保する必要がある。」とされている。ここに、請負代金とあるのは、発注者⇔元請け、元請け⇔下請け間の請負契約すべてにおける代金を指していると解されるので、当然発注者もこの規定に包含されているはずである。このような発注者のおかれている立場を的確に説明した上で、調査を行う必要がある。

実態調査の内容・対象について

頂いたご意見(続き)

- ・本調査の主眼は、安全衛生経費の確保に関する各種問題意識や課題の抽出にあると考えるが、そのためには、具体的な解決策として考えられる事項などをある程度明示してアンケートやヒアリング調査を行うべきと考える。単なる実態把握は、既にいくつかの機関で行っており、おおまかな状況把握はその結果分析で可能である。時間が限られている中で、なるべく早期に解決の方向性を明らかにするには、施策の方向性に係る関係者の考えを急いで把握する必要があると考える。
 - ・調査の対象者、特に発注者や小規模な事業者においては「安全衛生経費」がいかなるものかについての理解が十分でないと思われる。したがって、本検討会議の趣旨(建設職人基本法の趣旨をふまえて安全衛生経費の定義づけを明確にし、支払われ方を含む「見える化」を推進する)を強調するとともに、安全衛生経費に係る当組合及び建災防の資料を提示して質問すべきである。
 - ・元請けと下請けは別々に調査すべきである。
- 積算方法や明示の有無、方法等については、元請けと下請けでかなり考え方が異なっていることは、平成28年度に厚生労働省が発注した「建設工事における安全経費の確保にかかる実態調査」からも伺える。この問題は、立場によって考え方が大いに異なるので、元請けと下請けは、調査項目及び聞き方等について、それぞれの特性にふさわしい方法で調査したほうが実態を的確に把握できると考える。特に「なぜそのような方針を採っているのか」というような動機に関する質問において、このことは重要と考える。
- ・発注者に対しては、そもそも安全・衛生経費を必要と考えているかどうか、そう考える理由、必要と思うならどの範囲までと考えているかなども調査すべき。
- これも前述厚生労働省調査でもある程度わかるが、安全衛生経費についての考え方を国土交通省としてまとめる以上、これら経費の負担や発注者責任等に関する法令(建設業法第19条の3)等の規定を呈示しつつ、安全についてどう認識しているかを含め、重複を厭わず、なるべく詳細に実態を把握する必要があると考える。(前述3(論点3)(3)を参照。)